審判前の保全処分　申立手数料及び予納郵便切手一覧表　（後見関係事件を除く）

奈良家庭裁判所　　【令和5年10月1日改訂】

	事件名	印紙	郵券	内訳
第1類型	【遺産分割】 財産管理者選任及び選任取消，財産管理に関する指示及び指示取消	なし		1204円×1，84円×当事者数
第3類型	【特別養子縁組事件】 親権者・未成年後見人の職務執行停止・職務代行者選任及び取消 【親権者指定・親権者変更・親権喪失・管理権喪失事件】 親権者の職務執行停止・親権代行者選任及び取消	なし	3248円	1204円×2，84円×10
第4類型	不動産仮差押　＊	1000円		1204円×2 （574円＋564円）×登記所数 （対象物件に滞納処分がある場合 94円×滞納処分税務署数）
	債権仮差押　＊	1000円		1204円×2。1250円×第三債務者数 （第三債務者に対し陳述催告を行う場合は， （564円＋84円）×第三債務者数）
	動産仮差押　＊	1000円	2408円	1204円×2
	不動産処分禁止仮処分　＊	1000円		1204円×2 （574円＋564円）×登記所数
	不動産占有移転禁止仮処分　＊	1000円	2408円	1204円×2

注1）　＊印は，相手方が1名増えるごとに1204円分の郵便切手を追加

注2）　児童福祉法28条の家庭裁判所の承認事件を本案とする「面会・通信の制限」事件　＊　について
印紙：なし，郵便切手：1204円×2，84円×10